

2006/06/05

建築士法改正に関する対応 経過の概要

文責 出澤 潔

- 2006/01/26 建築設計資格制度調査会に所属する建築関係 13 団体による「建築設計資格制度の改善に関する提言(案)」に対して各士会の意見を求められた。
1/31 付けで長野県建築士会の回答をした。
[参考] 建築関係 13 団体メンバー
(社)日本建築士会連合会 (社)日本建築士事務所協会連合会
(社)日本建築家協会 (社)建築業協会
(社)日本建築学会 (社)日本建築構造技術者協会
(社)建築設備技術者協会 (社)日本設備設計事務所協会
(社)日本空調衛生工事業協会 (社)日本電設工事業協会
(社)空気調和・衛生工学会 (社)電気設備学会
(財)建築技術教育普及センター(調査会事務局)
- 2006/02/07 建築物安全性確保のための建築行政のあり方についての中間報告(案)に対して各士会に意見を求められ長野県建築士会の回答をした。
- 2006/03/中旬 13 団体提言(案)がまとまる。
専門資格(構造及び設備)の導入
建築士等の能力維持向上と登録更新制度の創設
管理建築士の要件整備等による建築士事務所等の業務適正化
- 2006/03/24 連合会第 429 定例理事会で協議 13 団体提言(案)に同意できないとの結論
- 2006/04/03 宮本会長 普及センター片山理事長会談 提言(案)に署名出来ない旨伝える
- 2006/04/04 建築設計制度調査会幹事に藤本副会長他出席
署名出来ない理由を説明し理解を求める
他団体の意見 この時機専門分化に法的対応をしないことは理解出来ない
建築士会が欠けた 12 団体が提言を出す意義について
- 2006/04/10 建築設計制度調査会に宮本会長・藤本副会長・鎌田専務理事出席
宮本会長から経緯と同意できない理由を説明
建築士会連合会が同意しないことに対する批判が多くあり、士会連合会も参

加して 13 団体の共同提言としたい旨の発言あり。

宮本会長は、連合会に持ち帰り提言文の修正を含め共同提言できるよう最善の努力を約束。

2006/04/12 連合会緊急臨時理事会の開催通知と上記に対する各士会の意見を求められた。
長野県は若干の意見を添えて、関東甲信越ブロック士会 岡田会長に一任した。
(長野県は理事でない)

2006/04/17 臨時理事会の結論 13 団体の提言には賛成できない
連合会会長名と 47 建築士会会長名で建築士会としての
提言をすべき

13 団体共同提言と建築士会の主張の相違点

専門資格の導入について

13 団体共同提言

法により特定の建築物に係わる構造・設備の設計工事監理の専門資格を設け、建築士の持つ現行の権限を制限する。

建築士連合会の主張

基礎的資格としての建築士の上に専門分野別の技術者を位置づける

専門資格は法的制度(規制的、最低限、一律的、硬直的、義務的)でなく、職能制度(柔軟性、質の向上、多様性、社会のニーズに対応、自己責任)であるべきである。

第 2 次提言の内容

1. 構造設計・工事監理(設備は除外した)の専門資格者制度を現行建築士制度に導入する。設計・統括は建築士が担い、業務体制明示の観点から建築士及び専門資格者は設計図書に記名捺印する。
2. 建築士免許取得者は設計・工事監理を業としている者の他「士法 21 条その他業務」を業としている者が多数であり、専門分化に適切に対応するには法的制度では不十分である。士法改正にあたってこの部分を視野に入れた明文化の検討をお願いしたい。

建築士等の能力維持向上と登録更新制度の創設

13 団体共同提言

CPD を要件とする登録更新制度の創設。

建築士会連合会の主張

建築士の実態把握のための制度は必要であるが、登録更新に絡めて CPD 等を義務化することは CPD 本来の意義を失うことになりかねない。

第 2 次提言の内容

1. 建築士等の能力の維持向上を図るには現在実施している各団体の CPD 制度を活用する。

2.登録更新制度の実現は極めて困難が予想されるが実態把握は必要。

管理建築士の要件整備等による建築士事務所等の業務の適正化について

13 団体共同提言

管理建築士等の更新時に必要な知識等の習得を求める

建築士連合会の主張

管理建築士の登録更新や CPD・指定講習の義務化は法で定めることでなく、業務体制や業務の適正な執行については事務所協会自らが他団体と協力し合って進めることが重要。

第 2 次提言の内容

- 1.管理建築士の責任と権限を強化し、そのための要件と事務所業務の適正化を図る。
- 2.管理建築士は資格取得後一定期間の実績と CPD を要件として各団体の職能制度を活用する

- 2006/05/08 連合会及び 47 建築士会の提言が国土交通大臣に届けられた。
合わせて国土交通省 社会資本整備審議会 建築分科会 基本制度部会での論点について意見が各建築士会に求められた
工事監理業務の適正化
報酬基準の見直しについて
建築士会及び建築士事務所協会等への加入義務付けについて
5/12 付けで長野県建築士会の回答をした。
- 2006/05/18 国土交通省住宅局建築指導課において建築基準法・建築士法改正に関するヒアリングがあった。小川建築指導課長、宮本会長他出席。
「建築士制度の見直しに向けた論点」についての連合会の見解を述べた。
専門分野別の建築士制度の導入について
建築士の資質、能力の向上について
建築士事務所の業務の適正化について
工事監理業務の適正化について
報酬基準の見直しについて
建築士及び建築士事務所協会等への加入の義務付けについて
- 2006/05/29 建築関係 11 団体(士会連合会・教育普及センター除く)提言が国土交通大臣に届けられた。
- 2006/05/31 国土交通省 社会資本整備審議会 建築分科会 基本制度部会で「建築と制度の見直しについて」議論が行われた。 (当会 HP 参照)